農用地利用権設定等申出書 兼 農用地利用集積計画明細書 （利用権）

記入例

整理番号は、記入しないでください。（事務局が使用します。）

農業経営[illegible]画を定めるよう、申し出ます。　令和　○年　△月　×日

整理番号		借りる者（A）	利用権の設定（移転）を受ける者の住所および氏名または名称	（住所）	米原市　春照　○○番地	（氏名）	農業　○太
種別	新規 / 更新 / 移転	貸す者（B）	利用権の設定（移転）をする者の住所および氏名（土地所有者）	（住所）	米原市　春照　○○番地	（氏名）	故 米原○夫（H○.○.○死亡） 相続人代表者　米原　○子

土地所有者ごとに申請してください。

借りる者の経営状況：別紙のとおり

1．各筆明細

利用権を設定する土地（D） 所在 大字	字	地番	登記地目	現況地目	面積（m²）	設定する利用権（E） 利用権の種類	内容（目的）	始期 / 終期	存続期間	借賃	借賃の支払方法	利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係（F）	利用権を設定する土地の（B）以外の権原者等（G）（権原者が書ききれない場合は、別紙同意書による） 住所	氏名	同意印	権原の種類	備考（H）
春照	○○	○○	田	田	2,642	賃借権 / 使用貸借権	田	R1 年 5 月 / R1 年 4 月	10 年	5,000円/10a	口座振込 / 直接渡し	賃貸借 / 使用貸借					
春照	○○	××

（記入注意）
（１）この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とします。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理します。
（２）（Ｄ）欄は、大字別に記入します。
（３）（Ｄ）欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合、土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きします。なお、１筆の一部について利用権が設定される場合には、○○○○㎡の内○○○㎡と記入し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記入します。
（４）（Ｅ）欄の「利用権の種類」は、賃料の支払いがある場合は、「賃借権」と記入し、ない場合は、「使用貸借権」と記入します。
（５）（Ｅ）欄の「内容（目的）」は、利用権の設定による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記入し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間を併記します。
（６）（Ｅ）欄の「始期」は、公告後となる日付を記入します。
（７）（Ｅ）欄の「借賃」は、当該土地の１年分の借賃（期間借地の場合には、１年のうち利用期間に係る分の借賃）の額を記入します。
（８）（Ｅ）欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払方法「口座振込」または「直接渡し」と記入します。
（９）（Ｆ）欄は、（E）欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等と記載する。
（10）（Ｇ）欄は、（Ｂ）欄以外の権原者がいないときは、記入しないでください。
（11）（Ｈ）欄には、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第３項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨およびび当該信託に係る委託者の氏名または名称およ住所を記入します。
（12）同意については、利用権の設定（移転）を受ける者（借りる者）、利用権の設定（移転）する者（貸す者）の署名、押印をしてください。
なお、相続未登記の場合は、同意欄の署名、押印とともに、（Ｇ）欄の署名、押印にて同意したものとみなします。

２　共通事項
この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
（１）借賃の支払猶予
利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払を　することができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
（２）借賃の減額
利用権の目的物（以下「目的物」という）が農地である場合で、１の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２４条に規定する割合を超えることとなったときは乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。
（３）解約権の留保の禁止
甲及び乙は、１の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。
ただし、特別の理由があるときは、農地法第１８条に定める所定の手続きを経て解約することができるものとする。
（４）転貸又は譲渡
乙はあらかじめ市に協議したうえ、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、または利用権を譲渡してはならない。
（５）修繕及び改良
ア　甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。
ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。
この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対しその保障を請求することができる。
イ　乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
（６）租税公課の負担
ア　甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ　乙は、目的物に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ　目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
（７）目的物の返還
ア　利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から６０日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。
ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更または目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ　乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
ウ　イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
エ　乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
（８）利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
（９）利用権取得者の責務
乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
（10）その他
この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

（様式－５）

記入例・個人

○利用権の設定（移転）または所有権の移転を受ける者の農業経営状況　（令和　○○年△△月××日現在）　（個人農業者用）

氏名または名称	農業　○太	住所または所在地	米原市　春照　○○番地	連絡先	0749-○×-○×○×

世帯の農業従事状況	世帯員（男）	3 人	世帯員（女）	1 人	世帯員（計）	4 人	農業従事者	専従者	— 人	農業補助者	2 人	雇用労働者	— 人

	氏名	年齢	性別	借手との続柄	職業	農作業従事日数	備考		氏名	年齢	性別	借手との続柄	職業	農作業従事日数	備考
1	農業　○太	50	男	本人	専業	300 日								日	
2	農業　○美	47	女	妻	専業	100 日								日	
3	農業　○助	80	男	父	専業	250 日									
4	農業　○朗	23	男	子	会社員	40 日									
						日								日	

同一世帯者以外に従事者や従業員がいる場合は、その人数を記入してください。

代表者と同一世帯で、農業に従事されている方をあげてください。
職業は、専業の場合は専業と、兼業の場合は、職種（会社員など）、無職の場合は、無職と記入してください。
※法人の場合は、記入は不要

保有する農機具の状況

トラクター	コンバイン	田植え機	耕運機	乾燥機	籾摺機	防除機	トラック 軽四	トラック 2t未満	トラック 2t以上	フォークリフト	その他機械
2 台	2 台	1 台	1 台	2 台	1 台	— 台	2 台	1 台	— 台	— 台	— 台

家畜の保有状況

（種類）		（種類）		（種類）		（種類）		（種類）	

家畜を保有している場合は、記入してください。

現在の経営している農地の面積								主たる経営作物
田	畑	放牧地等					計	
40,000 m^2	2,000 m^2	0 m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	42,000 m^2	水稲

○利用権の設定（移転）または所有権の移転を受ける者が現に耕作に供している農地の明細

別紙のとおり　・　営農計画書（水稲共済細目書）のとおり

（様式－５）

記入例・法人

○利用権の設定（移転）または所有権の移転を受ける者の農業経営状況　（令和　○○年△△月××日現在）　（法人農業者用）

氏名または名称	農事組合法人　○○集落営農	住所または所在地	米原市　□□　○○番地	連絡先	0749-○×-○×○×

世帯の農業従事状況	世帯員（男）　人	世帯員（女）　人	世帯員（計）　人	農業従事者	専従者	6 人	農業補助者	30 人	雇用労働者	5 人

	氏名	年齢	性別	借手との続柄	職業	農作業従事日数	備考		氏名	年齢	性別	借手との続柄	職業	農作業従事日数	備考
						日									
						日									
						日									
						日									
						日									

法人のため該当なし

法人のため該当なし

保有する農機具の状況

トラクター	コンバイン	田植え機	耕運機	乾燥機	籾摺機	防除機	トラック軽四	トラック2t未満	トラック2t以上	フォークリフト	その他機械
4 台	4 台	4 台	4 台	2 台	2 台	3 台	2 台	1 台	0 台	1 台	台

家畜の保有状況

（種類）		（種類）		（種類）		（種類）		（種類）		（種類）	

家畜を保有している場合は、記入してください。

現在の経営している農地の面積								主たる経営作物
田	畑	放牧地等					計	
50,000 m^2	4,000 m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	54,000 m^2	水稲、麦

○利用権の設定（移転）または所有権の移転を受ける者が現に耕作に供している農地の明細

別紙のとおり　・　営農計画書（水稲共済細目書）のとおり

（様式－７）

農用地利用権設定に関する同意書

令和 ○ 年 △ 月 × 日

米原市長　　様

農用地利用権設定代表
住所　米原市　春照　○○番地
氏名　米原　○子　　㊞

米原市 春照 ○○ ○○ ほか４筆　の土地について、下記のとおり、所有・相続 権を持つすべての者が協議の上、農用地利用権設定に関して上記代表に一任します。

なお、今後私ども以外の者より、所有・相続 権を主張された場合には、私どもが連帯して責任を負い、問題解決にあたります。

記

住　　所	所有・相続　人氏名	被相続人（所有者名義人）との続柄（相続権の場合のみ記入）
米原市　春照　○○番地	米原　○子　㊞	妻
米原市　長岡　○○番地	山東　○助　㊞	長男
米原市　顔戸　○○番地	近江　○郎　㊞	次男
米原市　下多良　○○番地	米原　○美　㊞	長女
	㊞	
	㊞	
	㊞	
	㊞	
	㊞	
	㊞	